

佐賀県選挙管理委員会告示第3号

令和5年4月9日執行予定の佐賀県議会議員選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

令和5年1月27日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

1 令和5年3月31日

選挙区	事務を行う場所
佐賀市、小城市、鳥栖市、神埼市・吉野ヶ里町及び三養基郡	佐賀県庁（大会議室）
唐津市・玄海町及び多久市	唐津総合庁舎（大会議室）
伊万里市及び西松浦郡	伊万里総合庁舎別館（大会議室）
武雄市、鹿島市・太良町、嬉野市及び杵島郡	武雄市役所（全員協議会室）

2 令和5年4月1日以後 佐賀県庁（選挙管理委員会事務局）